

## 千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定書

千葉県（以下「甲」という。）、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人千葉県老人保健施設協会（以下「丙」という。）は、千葉県災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。）の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

### （チーム員の登録）

第2条 丙は、自らの団体に加入する施設、事業所、法人（以下「施設等」という。）又は個人会員に対し、チームへの協力依頼を行い、チーム員の確保に努める。

2 前項の協力依頼に対し、チームへの協力が可能な施設等を所管する法人（以下「協力法人」という。）は、甲に対してチーム員候補者の届出を行う。

3 第1項の協力依頼に対し、チームへの協力が可能な個人会員であって、施設等に所属しない者については、丙が甲に対してチーム員候補者の届出を行う。

4 甲は、前2項の届出があった者をチーム員として登録する。甲は、登録内容については、乙、丙と共有する。

### （チームの編成、派遣）

第3条 甲は、別に定める派遣基準に該当するときは、協力法人又は丙に対し、以下の区分により、チーム員の派遣依頼等を行う。

一 前条第2項により届出のあったチーム員 甲は乙を通じて協力法人に対してチーム員の派遣を依頼し、丙にその旨を通知する。

二 前条第3項により届出のあったチーム員 甲は乙を通じて丙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 協力法人又は丙は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対して速やかに派遣の可否を報告する。

3 乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

4 甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙を通じてチーム員、協力法人及び丙に通知する。

5 甲は、前項の派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。

### （待機依頼）

第4条 甲は、別に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、協力法人又は丙に対し、以下の区分により、チーム員の派遣待機の依頼等を行う。

一 第2条第2項により届出のあったチーム員 甲は乙を通じて協力法人に対してチーム員の派遣待機を依頼し、丙にその旨を通知する。

二 第2条第3項により届出のあったチーム員 甲は乙を通じて丙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。

2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人及び丙に対し、待機の解除を通知する。

### （費用負担）

第5条 第3条に基づき甲から依頼された派遣費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、別途定める基準により、甲に請求することができる。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、甲、乙及び丙の3者が協議の上、決定する。

### （情報の交換、研修及び訓練）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

2 甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の養成研修及び訓練を定期的実施する。

3 研修及び訓練の内容については、千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会で協議の上、決定する。

### （秘密保持）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和2年7月30日

甲 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県  
千葉県知事 森田健作



乙 千葉市中央区千葉港4-5-8  
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
会長 石渡哲彦



丙 千葉市花見川区花島町149-1  
一般社団法人千葉県老人保健施設協会  
会長 平山登志夫

